

## 秋田地方裁判所委員会第4回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成16年12月7日（火）午後1時30分～午後3時40分

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

虻川高範，今泉秀和，鎌田恵子，菅美千世，高橋真，中村雄一，前川重明，  
見上裕子，満田明彦，米澤實

（説明者）

田村秋田地裁刑事部総括裁判官，籠谷事務局長

（庶務）

近藤事務局次長，今野総務課長，鈴木総務課課長補佐，古関庶務係長

### 4 議事（5階大会議室）

(1) 開会の言葉（総務課長）

(2) 満田委員の自己紹介

(3) 委員長を選任

平谷委員長の後任として，地裁所長である満田委員を選出した。

この選出にあたり，委員から次のような意見があった。

- 所長が議事を運営しながら所長としての発言をするという機会は，第1回ないし3回の委員会においてもあったが，不自然という感をぬぐえないので，所長以外の委員が委員長に就任するのがよろしいと考える。
- 従前どおりで当分の間やってみてはどうかと思う。
- 従前も地裁所長が委員長を務めており，現在もその時と特段の事情の変更がないのであり，また，一般の委員の方が委員長となり，議事をまとめるよりは，自由に意見を述べられる方がこの委員会の趣旨にも合致するのであるから，地裁所長である満田委員が委員長に就任するのがよろしいのではないか。

### (4) 職務代理者の指名

委員長は，地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者と

して、今泉委員を指名した。

#### (5) 議事の公開について

委員会の公開については、従前の取り扱いと同様、議事そのものは基本的に非公開とするが、委員会終了後に委員長等が報道関係者に記者レクを行い、議事録については、発言者を明示しない形式での議事概要を裁判所のホームページを通じて一般に公開する扱いを維持することとした。

なお、委員からは次のような意見があった。

- これまで、委員会が3回行われ、活発な意見交換がなされている。そろそろ議事を公開してもよいのではないか。神戸等では、今年から公開を決めていると聞いている。委員会発足から一年余り経過しているので、この点についても議論すべきである。公開の方法については、色々な方法があるが、報道機関に公開する形がよいのではないか。
- 委員会は、広く裁判所の運営について国民の意見を反映するため、自由闊達な意見交換が必要と思われるところ、公開することによって、その点に支障が生じないか懸念されるところである。これまでも議事の概要はホームページに公開されているし、必要に応じて記者レク等も行われているので、当面は従前どおりの運用とした方がよいのではないか。

#### (6) 裁判員制度の概要について

(田村刑事部総括裁判官より、裁判員制度の概要について資料に基づき説明。

以下、□が委員長，■が委員，○が説明者側の発言)

- 裁判員の候補者名簿というのは、市町村の選挙管理委員会が集めることになるのか。名簿調整の主体はどうなるのか。
- 裁判員制度に関する最高裁の規則はまだできていないため、制度の運用は固まっていない部分が多い。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、単に「法」という。）では、毎年9月1日までに次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知する（法20条）ことになっていて、その通知を受けた選管は、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として、通知を受けた員数をくじで選定（法21条）し、裁判員候補者予定者の名簿を調製のうえ、通知をした裁判所へ送付する（法22条）こととなっている。

- 市町村の選管は、どのようなくじで選定するのか。
- 現時点ではわからない。
- 市町村の選管が選定する候補予定者というのは、どのエリアの裁判所の事件を念頭に置くのか。全県と考えるのか、あるいは地裁支部が担当する区域となるのか。
- 裁判員の事件を全県について地裁本庁が担当するのか、あるいは支部も担当するのかは、まだ決まっていない。
- 私の前任庁である八王子支部のような大規模な支部は担当することになると思われる。しかし、具体的なことは決まっていない状況にある。
- 辞退事由についてであるが、自営者等に関して、例えば秋田の場合は農繁期の農家はなかなか協力できないというのがほとんどではないかと推測される。このような場合、辞退できるのか。
- 法16条の辞退事由に関して、従事する事業における重要な用務があつて自らこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがあり出頭困難な者については辞退できることとされている。これに該当する場合もあると思うが、農繁期なら一律そうなるということではない。個別の事案に応じて裁判所が判断することになる。
- 補充員は、期日に出頭し法廷に立会うなど、裁判員と同様に拘束されることになるのか。
- 裁判員と同様である。
- 裁判員制度が施行されれば、対象事件に関しては第1回期日前に、争点整理のための準備手続が新たに実施され、新たな作業が増えることになる。その準備手続は誰が主催するのか。裁判官が担当するというのであれば、ますます多忙となるのではないか。
- 準備手続については、当該事件を担当する合議体の裁判官3人が担当することになるので、負担が増えることは間違いないと思われる。
- 裁判員の参加する対象事件は、刑事事件全体の何割を占めることになるのか。
- 資料によると、平成15年の全国の刑事訴訟事件総数は8万0223件のところ、対象事件は3089件であるから、全体の3.8パーセントを占めることになる。

- 裁判員に指名された場合に、どうしても嫌だという人がいると思われるが、そのような場合に拒否できるのか。
- 辞退事由は先程説明したとおり法16条に規定があるが、ご質問のような場合は法律上の辞退の事由にはあたらないと思われる。ただし、辞退の事由については同条7号に「その他政令で定めるやむを得ない事由」という規定があり、今後、政令によって定められる部分もある。政令がどのような定めをするのかは分からないが、良心的辞退とあって、自己の良心に照らして人を裁くことはできないという信条上の事由を辞退事由として政令が認めるという可能性は残されているかもしれない。
- 法務省から労使紛争に関する審議員を推薦してほしいとの打診があったが、その打診では「仕事より委員としての業務を優先されたい」ということであった。このようなことでは、正直、委員を推薦できない。裁判員も同じではないか。
- 国民の方々に大きな負担を強いることになることもあるとは思われるが、逆に簡単に辞退できるということになれば、裁判員制度自体が成り立たないことになる。
- 裁判員候補者が出頭しないとき、罰則はあるのか。
- 過料の制裁がある。
- 裁判員制度が導入されると、なるべく短期間で審理が進められることになるようだが、その場合、被告人の防御権あるいは弁護人の弁護活動をどこまで保障できるのか。また、現在はプロの法律家が行っているから起訴から第1回まで短い期間で済んでいるが、裁判員制度の導入によって、第1回公判期日前に争点整理のための準備手続や裁判員選任のための手続が設けられる。そうすると第1回公判までの準備期間が非常に長くなり、結局裁判の終局時期は現在の制度とそれほど変わらないということにならないか。
- 被告人の防御権の保障については、公判前の準備手続を十分に行って、被告人側の十分な態勢を整えてから第一回を迎えることになるので、問題はないものと考えている。

トータルの時間が長くなるのではないかという危惧は、的を射ていると思う。公判前の手続が長くなる場合はあろうかと思うが、あくまでも公判のために

ある手続なのだから、準備にばかり時間が掛かって頭でっかちにならないよう、法曹三者が協力し努力していかなければならないと考えている。

- 公判前の準備手続のみならず、証拠開示について、検察官が公判に提出する証拠のみならず、それ以外の証拠の開示を広めようという議論がなされているが、必ずしも充分とは言えない状況である。証拠開示がどの程度具体化するのかも問題である。

また、捜査段階の資料についても、今までのように調書を積み重ねていくことだけではなく、取り調べ状況をビデオに撮り、それを証拠とするということも検討されているようである。そのように捜査自体も変わっていかねばならないのではないかと考える。

- 否認事件等では、後になって思わぬ重要な証拠や証言が出ることも考えられるが、そのような場合には集中的に短期間で審理をする事が困難にはならないのか。
- 裁判員制度のもとでは、公判前の準備手続において請求していない証拠は原則提出できないことになっている。ただし、提出できなかったことがやむを得ない場合や、裁判所が必要と認めた場合には提出できるという例外はある。そこは運用上の問題でもあり、今後の議論の積み重ねによって定まってくると思われる。
- 国民が審理に参加するとどうしても「情」の部分が出てくる。町内会が同じであるとか、職場が同じとか、そういう場合には、あらかじめ除外されるということはあるのか。
- それのみでは辞退事由にはならないと思われるが、「裁判所が不公平な判断をするおそれがあると認めた者」という不適格事由と判断される場合があるかもしれない。

いずれにしてもケースバイケースということになるのではないだろうか。

- 秋田は生活の範囲が狭く、どこかで誰かとつながっていることが多い。そういう中で裁判に関わるという事は非常に気を遣うことである。感想を言わせてもらえば、守秘義務についても、裁判に関わった者はずっと秘密を守らなければならないのか、自分が守ったとしても皆が守れるのか、などと考えてしまう。そういったことから地域社会がおかしくなるとか、人間関係が

難しくなるということが懸念されてしまう。自分が秘密を守れなければ、良心の辞退というのをすることになるのかとも思う。

- 守秘義務に違反した場合、懲役刑等の罰則があるため、これは是非とも守って頂かなければならない。そういうことで辞退することを認めてしまうと、裁判員のなり手はいなくなってしまう。
- 世間が狭いので、裁判員を務めたということは自然とすぐ知られてしまうのではないか。法律で定められた責任だと自覚していてもやはり地域との関わりということで考えると躊躇してしまう。くじで選任されるということだが、選任の公平性はどこまで担保されるのか。
- くじという方法は、一番公平な方法であり、それで公平性は担保されているのではないだろうか。

裁判員の氏名を漏らした者に対しても罰則がある。これによって、氏名を明らかにされないことも制度上担保されていることになる。

- 制度上担保されるといっても、裁判は公開なので、顔が見れば分かっしまい、地域の中では知られてしまう。
- サラリーマンが公判に出るためには、会社を休まなければならない。それは大変難しいことである。他方、この法律を定めた国会議員は、裁判員にならないですむ（就職禁止事由）というのは、大変矛盾を感じてしまう。
- 裁判員となった場合、それだけで「あの人は秘密を持っている」ということを皆が知ることになる。そういう不安があると思う。
- 仕事をしている人は、結局上司に裁判員になったことを知られてしまう可能性は高い。大丈夫だと言われても、結果として自分が他人の有罪無罪に関わった事実を知られてしまうことに対する恐れはある。
- 以前、消費者モニターを対象として研修を実施したが、その研修の一環として、裁判傍聴や裁判員制度の説明を聞くという内容を盛り込んだ。研修後のアンケートを見ると、「裁判」が今までの研修の中で一番関心を持った事柄とのことだった。裁判というものにちょっと関わってみたいという思いはあるものの、実際に指名されたらどうしようという気持ちもあるというのが実際のところのようである。

私たち委員のみならず、一般市民への啓発というものが大切だと思った。市

民の意見を拾う必要があるのだと思う。

(7) 裁判員制度の広報について

籠谷事務局長が、これまで実施した裁判員制度に関する広報活動の状況について資料に基づき説明

(8) 次回のテーマについて

□ 今回は、裁判員制度を一般の方々に御理解いただくための広報活動の在り方について意見交換を予定していたが、この点については、時間の関係から、次回に持ち越したい。他にテーマについて、御意見を伺いたい。

■ 自分は、この委員会の委員として裁判について学ばせていただいているが、裁判の重要性について国民が知らなければ、裁判員制度についての広報をいくら行っても効果はないと思われる。裁判の重要性について広報することの必要性を感じている。

また、現在、架空請求詐欺が横行しているが、裁判所から本物の呼出状や督促状が来ることもある。国民は、裁判がどのようなものなのかという理解が不足しているため、それが本物なのかどうか判断しかねるし、かといって直接裁判所に問い合わせる者は極めて少ないのではないかと思っている。裁判所がもっと身近になるための方策を議論してもらいたい。

■ 制度の改正というものは、以前の制度に何らかの不備や落ち度があるため、それを是正するためになされるものである。裁判員制度も、もともと何か十分ではないからということで導入されたのだと思うが、多くの国民は、今までの裁判のどこがいけなかったのかという疑問を持っている。かつて日本で陪審制度が定着しなかったのは、結局プロの裁判官に裁いてほしいと考えたからではないか。裁判員制度についても、なぜ、この制度が導入されることになったのか、その辺のところを真剣に広報していかないと、ただ迷惑な制度だということで終わってしまうのではないか。

■ 市民からの相談等を受けていると、裁判所がいかに市民とかけ離れた位置にあるのか実感する。

裁判所からどういう通知が来るかは、一般市民にはわからないので、私たちはそこから説明しなければならない。そういうことと、裁判員制度との隔たりはかなりのものだと認識している。

裁判所から裁判の呼出しがあった場合、書留以外の文書が来ることはあるのか。

- 基本的に、欠席や対応しなければ不利益になるような文書は、特別送達という書類を受け取った事がはっきりわかる報告書付きの書留の文書で送られる。ただし、簡易な通知などは、普通郵便で行う場合もある。
- 私たちですら、裁判所から普通郵便で文書が来る場合もあることは認識していなかった。そういう状況で一般市民が裁判所からの呼出しなのか、架空請求なのかを判断するのは困難だと思う。
- 支払督促という手続をとってみると、申立てをする債権者のみの言い分で命令が発せられることになる。しかし、そういう場合であっても、債務者が異議の申立てができることや、不明な点は電話で照会してほしいなど、一般の方にもわかりやすい文章を添えるなどの工夫はしている。

(9) 以前、委員から問い合わせのあった事項について

- 本日の委員会の日程を調整させていただいた際に委員の方々から質問のあった事項について回答したい。
- 刑事事件の量刑の基準等についてのことですけれども、量刑基準というのは、これは機械的に当てはめれば、当該事件の量刑が出るといったものではない。これまでの裁判実務の中で集積され、導かれた基準というものはあるが、具体的には、罪質、犯行の態様、動機、結果の重要性、被害者の被害感情等のいわゆる犯行に関わる事項と、被告人の反省の状況、前科・前歴、生活状況、監督者等の事情といった情状を総合的に判断して決められることになる。

(10) 次回委員会期日について

- 3月1日午後1時30分から午後3時30分の開催予定。

以 上